

# 鹿児島市立犬迫小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月3日策定  
令和 6年3月4日改定

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（平成25年度「いじめ防止対策推進法」）

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

### 【 いじめ防止のための基本姿勢 】 …… 5つのポイント

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、アンケート実施等様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

## 2 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導連絡会」 通称「児童を語る会」  
月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ対策委員会」  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。  
月1回を定例会として、いじめ事案発生時は緊急開催とする。  
※ ①を毎月の職員会議前に全職員で行う。

#### <構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等

#### <活動>

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

## <いじめに対する措置>

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### (2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を鹿児島市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (3) 連携する機関及び連絡先

鹿児島市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
鹿児島県警本部（少年サポートセンター）	2 3 2 - 7 8 6 9
鹿児島西警察署	2 8 5 - 0 1 1 0
鹿児島市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 0 6
鹿児島県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
県総合教育センター教育相談課	2 9 4 - 2 7 8 8

## 3 いじめの防止のための取組

児童一人一人が、互いに相手を認め思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人は分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て自己有用感を味わわせると共に自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、生命を大切にする心や他人を思いやる心などの道徳性の育成に努める。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導を行い、見て見ぬふりをするのは「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 「いじめ問題を考える週間（月間）」『ニコニコ週間（月間）』に合わせた積極的な指導
  - ・ 全校朝会、朝の会で教師の講話
  - ・ いじめ、人権問題に関する学級活動あるいは道徳の授業の実施
  - ・ いじめ防止を呼びかけるポスター、標語作成
  - ・ 児童の自主活動の推進として、みんなで遊ぶ日を設定
  - ・ 職員の趣旨徹底と共通理解
  - ・ 学級通信、学校便りを通じて保護者への啓発

② 「心の教育の日」

11月に「心の教育の日」（全校一斉道徳授業公開）を位置づけ、道徳の教科書や道徳ノートを活用して、生命を大切にする心や他人を思いやる心の育成に努めるとともに、児童の道徳的実践力が高まるよう保護者との連携を強化する。

- ③ お互いを認め合う時間の設定  
朝の会や帰りの会等で、「心が温かくなったこと」を発表しあい、級友との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。
  - ④ にじ色グループの活動  
学級活動でのSST指導やふれあいタイムを活用して「なかまづくり」の時間を設定する。
  - ⑤ 止目先あいさつ運動（止まって目を見て先にあいさつ）  
大きな声で、自発的に挨拶を行う積極的な取組をし、教師自ら手本を示すことで明るい挨拶が響く気持ちのよい学校づくりをする。（児童会との連携：朝のあいさつ運動）
  - ⑥ あったか言葉運動  
「相手のいやがる言葉、体に関する言葉」ではなく、「励まし、認める、ほめる」などのプラス言葉を使うようにして、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
  - ⑦ いじめに関する本の読み聞かせや紹介  
年間を通して、推薦図書や教師・保護者の読み聞かせの時間に、いじめや命に関する本を取り入れ、いじめを許さない雰囲気づくりに活用する。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ① 一人一人が活躍できる学習活動  
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。  
ア 学校行事・総合的な学習の時間・生活科・清掃時間での異学年交流の充実  
イ 児童の自発的な活動を支える委員会活動やクラブ活動の充実  
ウ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
  - ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動  
ソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンター、ライフスキル等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付き、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
  - ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動  
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。  
また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科の活動の中に「他者との関わり」を重視した体験活動を設定して、児童の道徳性の育成に資する。
- (3) 毎月1回いじめ・不登校対策委員会を開催し、具体的な取組の報告及び改善策の協議を行う。

#### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

##### (1) いじめの早期発見のための手立て

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② 気になる児童がいる場合には、職員朝会や児童を語る会等の場において、気付いたことを共有してより大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」や「学校楽しい一と」を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 気になる点など特記しておきたい内容は、個人ファイルに記入し、いじめの早期発見・早期解決に活用し、継続した指導ができるようにする。

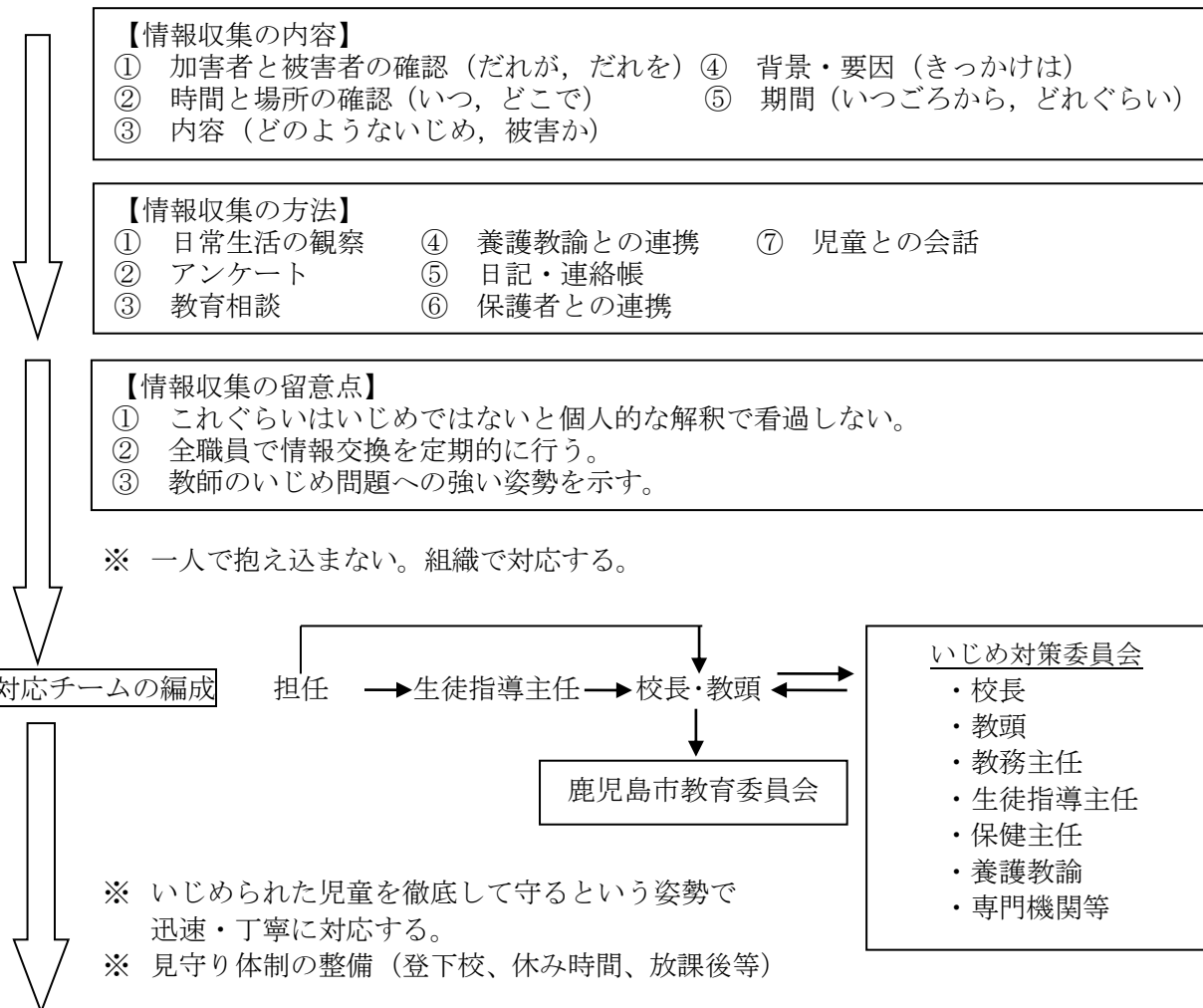
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
  - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
  - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、傍観はいじめているのと同様であるということを指導する。
  - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
  - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすよう努める。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「市いじめ相談（２２４－１１７９）」「かごしま教育ホットライン２４（０１２０－７８３－５７４）」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(4) いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手 ⇨ 状況を観察しながら慎重に情報を収集する。



対応方針の決定・役割分担

【対応方針会議での協議内容】

- ① 緊急度の確認（命に関わるか）
- ② 調査の内容と方法の検討
- ③ 具体的な指導・援助の方針の決定（役割分担・支援チームの構成）
- ④ 事情聴取や指導の際の留意点の確認
- ⑤ 保護者への対応
- ⑥ 関係機関との連携の必要性

対応方針を  
教育委員会  
へ相談  
【教頭】

【役割分担】

- 担任・教頭・・・いじめられた児童への事情聴取と支援  
いじめた児童への事情聴取と指導 → 校長へ報告  
← 校長の指示
- 教頭・・・保護者への対応，関係機関への対応，教育委員会への連絡
- 生徒指導・・・周囲の児童と全体児童への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

【児童】

- いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聞き取り調査を行う。
- いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取の順序（被害者 → 周囲にいる者 → 加害者）
- 情報の食い違いがないか複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

【保護者】

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携について話し合う。

具体的な対応の仕方

【いじめられた児童への基本的な関わり方】

- ① 児童の安全確保に配慮し、安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話をじっくり聴き、思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

【いじめられた児童へ対応】

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にし、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を理解させる。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりをする。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

【いじめられた児童と個別面談する際の留意点】

- ② 秘密が守られる環境を用意する。
- ② あせらず、せかさず、共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろこれまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートし、指導は心のケアの次の段階で考える。

【いじめた児童への基本的な関わり方】

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛み気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

【いじめた児童への対応】

- ① いじめられた児童の心理的、肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの児童からの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれて必要な指導を行う。

【いじめた児童と個別面談する際の留意点】

- ① 「開き直り」に対処する。暴力行為に関して「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で、「あなたのしたことは暴力である」という姿勢を貫く。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。いじめた児童の都合の良い方向に解釈をさせない。
- ② 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。いじめた行為を指摘すると、「ただ借りていただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする児童もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだを指摘する。

【いじめられた児童の保護者への対応】

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分伝える。
- ⑥ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。  
場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申出に対して弾力的に対応する。

【いじめた児童の保護者への対応】

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子どものよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

【傍観者への対応】

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応



状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

【いじめ対応チームによる対応】

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| ○学校生活での意図的な観察及び助言【学級担任・養護教諭】 | ○関係機関との連携支援【管理職】 |
| ○学級担任へのサポート【生徒指導主任・管理職】      | ○教育委員会への報告【管理職】  |
| ○保護者との連携・支援【学級担任・管理職】        |                  |

## 5 重大事態への対処について

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

#### ア 重大事態の意味

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日をめやすとする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目めやすにかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### イ 重大事態への緊急対応

##### ○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

##### ○ 全校体制による緊急対応

- ・事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・PTA・警察などとの連携など

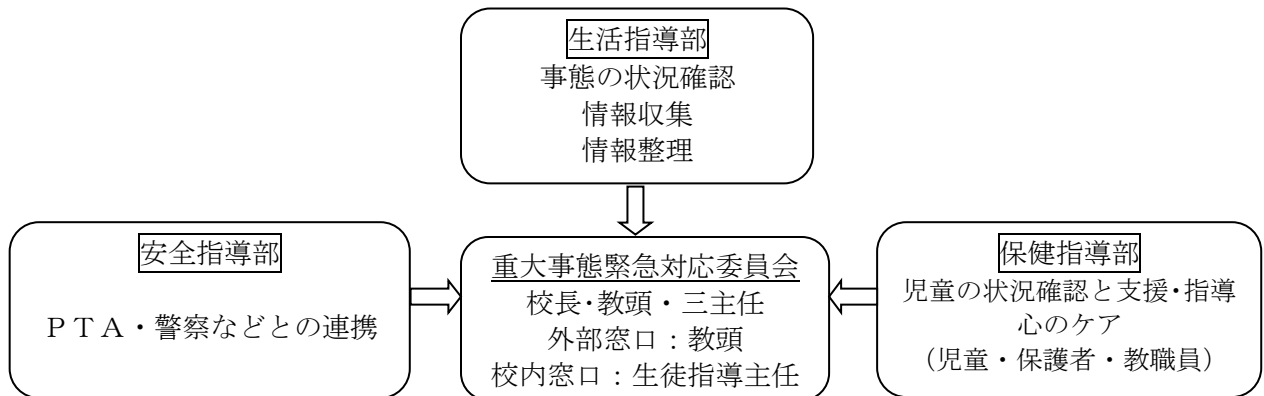
##### ○ 市教育委員会による緊急指導、支援

- ・情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会へ報告
- ・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

### (2) 学校による調査

#### ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置し、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



#### イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような客観的な事実関係を可能な限り速やかに調査する。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで
- ・だれが
- ・何を、どのように（態様）
- ・なぜ（いじめを生んだ背景事情, 人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

##### ○ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

調査については聞き取り調査を中心に実施するなど十分配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施

##### ○ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（入院、意識不明、死亡等）

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し調査に着手する



(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会は臨床心理相談員やスクールカウンセラーを派遣する。

イ 調査にあたっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査の対象児童及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分に説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。

6 その他

- (1) 学校いじめ防止方針を学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図る。
- (2) 学期末に定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新する。

<取組の年間計画>

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「犬迫小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 (職員M)	○学級開き(意欲付け) ○学級活動「新学年になって」(全学年実施) ○いじめ問題を考える週間(ニコニコ週間)の取組 ○不登校について考える週間(イキイキ週間)の取組 ○スクールカウンセラー(SC)案内の配布 ○校内一斉学活(ふれあいタイム)	○身体測定 ○教育面談または家庭訪問(※全保護者対象)	<u>OPTA 総会における「犬迫小学校いじめ防止基本方針」の説明</u> ○教育面談または家庭訪問
5	○いじめ・不登校対策委員会(定例会)	○ニコニコ月間(いじめ防止啓発強調月間)の取組	○「学校楽しいーと」の実施と分析	○学校評議委員会・信頼される学校づくり会での説明、授業公開
6	○いじめ・不登校対策委員会(定例会)	○ニコニコ月間(いじめ防止啓発強調月間)の取組		
7	○いじめ・不登校対策委員会(定例会) ○学校評価			
8				
9	○いじめ・不登校対策委員会(定例会)	○いじめ問題を考える週間(ニコニコ週間)の取組 ○不登校について考える週間(イキイキ週間)の取組	○身体測定 ○「学校生活に関するアンケート」の実施 ○教育相談(全児童対象)	○教育相談(希望者対象)
10	○いじめ・不登校対策委員会(定例会)	○校内一斉学級活動(ふれあいタイム)		
11	○いじめ・不登校対策委員会(定例会)		○「学校楽しいーと」の実施と分析	○授業参観「心の教育の日」 ○学校評議委員会・信頼される学校づくりの会での説明

12	○いじめ・不登校対策委員会（定例会） ○学校評価	○校内人権週間（講話） ○人権教室（3・4年） ○赤い羽根募金活動		
1	○いじめ・不登校対策委員会（定例会） ○「基本方針」見直し	○いじめ問題を考える週間（ニコニコ週間）の取組 ○不登校について考える週間（イキイキ週間）の取組 ○校内一斉学級活動（ふれあいタイム）	○「学校楽しいーと」の実施と分析	
2	○いじめ・不登校対策委員会（定例会）		○「学校生活に関するアンケート」の実施と個別面談の実施	○学校評議委員会・信頼される学校づくり会での説明、授業公開
3	○いじめ・不登校対策委員会（定例会） ○学校評価			
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の協議・検討（随時）	○各集会における校長講話及び職員による講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ソーシャルスキルトレーニングの充実（学活、ふれあいタイム）	○確実な健康観察の実施 ○スクールカウンセラーへの相談 ○生活ノートの確認	OPTAによる朝のあいさつ運動

### <いじめ解消の定義について>

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が**少なくとも3か月の期間継続**していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会または学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。